叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する
久高　弘
従五位に叙する（各通）
佐川　文夫　高田　充也　堀江　良典
中島　直　波間　純男　刀根　健自
前田　成彬　村松　博己　原田　龍二
正六位に叙する（各通）
石坂　薫　今川　正途　横川　清
貝森　毅彦　田中　潔　緒形　浩
堀江　榮次　藤田　勇
従六位に叙する（各通）
大久保昭男　小野寺富雄　渡邊　龍夫
正七位に叙する（各通）
高木　昭暢
従七位に叙する（以上八月四日）
（京都大学名誉教授）
（兵庫教育大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）
（信州大学名誉教授）
従四位に叙する
正五位に叙する
従五位に叙する
大滝　浩　武田　弘
玉木　貞子　濱　道治
正六位に叙する（各通）
上藤　賢生　遠藤　實
坂爪　敏榮　澤田美紀人
西川昭三郎　濱村　幹雄
張替　勝雄　福元　志郎
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上八月五日）
（大阪大学名誉教授）
正四位に叙する
従四位に叙する
正五位に叙する

今村　正吉　本島　利夫
従五位に叙する（各通）
安達　健二　尾野　晧三　寺門　信行
松江　清史　森村　靜馬　柳　健一郎
正六位に叙する（各通）
市瀬　武彦　宇都宮精之助　黄倉　幸博
小畑　芳樹　河野　晴夫　北村　義雄
小林　力　笹　公郷　行木　秀一
山岸　亮一　山下　克清
従六位に叙する（各通）
糸賀　章　今野　昭男
正七位に叙する（各通）
乾　義美　桂　豊　山崎　勝
従七位に叙する（各通）（以上八月六日）　早野　恒一
従四位に叙する（八月七日）　釜本　邦茂
正五位に叙する（八月十日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（八月五日）　張替　勝雄
旭日双光章を授ける　市瀬　武彦
旭日単光章を授ける（以上八月六日）　小林　正司
堀江　良典
瑞宝小綬章を授ける
大久保昭男　貝森　毅彦　中島　直
波間　純男　村松　博己
瑞宝双光章を授ける（各通）　高木　昭暢
瑞宝単光章を授ける（以上八月四日）
（兵庫教育大学名誉教授）　神部　宏泰
（信州大学名誉教授）　嶋崎　昭典
瑞宝中綬章を授ける（各通）
上藤　賢生　澤田美紀人　濱村　幹雄
日野　重忠　福元　志郎
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上八月五日）　黄倉　幸博
安達　健二　宇都宮精之助　笹　公郷
尾野　晧三　小畑　芳樹　山下　克清
寺門　信行　松江　清史
瑞宝双光章を授ける（各通）
因幡　一美　近藤　晋
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月六日）　早野　恒一
瑞宝小綬章を授ける（八月七日）

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定により次のとおり公示する。

令和７年９月16日

四国地方整備局長　豊口　佳之

道路の種類　路線名　区間
一般国道　33号　松山市北井門二丁目513番１から同市東石井五丁目319番１までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年９月16日

四国地方整備局長　豊口　佳之

道路の種類　路線名　区間
一般国道　11号　松山市中村二丁目108番10から同市勝山町一丁目２番３までの上下線

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月16日

大阪労働局長　高橋　秀誠

第４号中「１時間1,114円」を「１時間1,177円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月16日

広島労働局長　小沼　宏治

第４号中「１時間1,020円」を「１時間1,085円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月１日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月16日

山口労働局長　鈴木　輝美

第４号中「１時間979円」を「１時間1,043円」に改める。